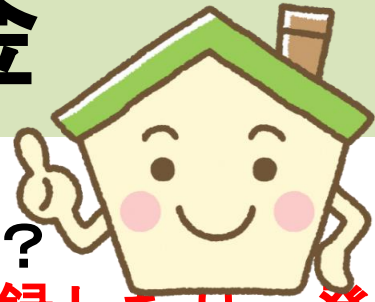


# 嬉野市「空き家バンク」 利用促進補助金



「空き家」活用してみませんか？  
「空き家バンク」に空き家を登録したり、登録してくれる空き家を紹介すれば補助金がもらえます！



みんなの力で空き家をへらせ

**対象**：空き家を持っている人  
空き家を使いたい市外の人  
空き家の持ち主を知っている人

**補助金の額：最大50万円** ※詳しくは裏面へ  
※市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件を、リフォームした場合

**★空き家のリフォームの場合は、事前申請が必要です。  
事前申請がない場合には補助金を受け取れません。**



☆市税に滞納がないこと、不動産仲介業者でないこと、暴力団等でないことも条件です。



[お問い合わせ] 嬉野市役所 企画政策課

TEL: 0954-66-9117 Mail: kikaku@city.ureshino.lg.jp



嬉野市空き家バンクはこちら  
嬉野市役所  
〒757-0801 嬉野市  
15455555

# ●空き家バンク利用促進補助金の詳細

| どんなとき？                         | 条件は？   | いくらもらえるの？           |        |
|--------------------------------|--|---------------------|--------|
| リフォームするとき<br>(リフォーム補助金)        | 市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をリフォームする場合<br>※事前の申し込みが必要     | リフォーム費用の<br>1/2     | 上限50万円 |
| DIYでリフォームするとき<br>(DIY補助金)      | 市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をDIYでリフォームする場合<br>※事前の申し込みが必要 | 材料費実費額              | 上限10万円 |
| 不要物を撤去するとき<br>(登録準備支援金)        | 空き家バンク登録物件にある不要物を撤去する場合※嬉野市許可事業者に収集を依頼してください。      | 撤去費用実費額             | 上限8万円  |
| 仏壇を撤去するとき<br>(仏壇撤去支援金)         | 空き家バンク登録物件にある仏壇を撤去する場合。※嬉野市許可事業者に収集を依頼してください。      | 撤去費用実費額<br>※魂抜き費用は× | 上限2万円  |
| 家を清掃するとき<br>(ウェルカムクリーニング支援金)   | 市外からの転入者が使う空き家バンク登録物件をハウスクリーニングする場合                | クリーニング費用<br>実費額     | 上限5万円  |
| 市に空き家を紹介したとき<br>(登録物件紹介奨励金)    | 空き家バンクに登録してもらえる空き家を市に紹介した場合                        | 1件につき               | 5千円    |
| 空き家を登録したとき<br>(登録奨励金)          | 空き家を、市の空き家バンクに登録した場合                               | 1件につき               | 1万円    |
| 優良物件を登録したとき<br>(良質物件登録奨励金)     | 築20年以内で、改修の必要のない空き家を、市の空き家バンクに登録した場合               | 1件につき               | 1万円    |
| 3万円以下で家を貸すとき<br>(お手頃賃貸物件登録奨励金) | 耐震基準を満たす空き家を、家賃3万円以下で市の空き家バンクに登録した場合               | 1件につき               | 1万円    |
| 空き家を借りるとき<br>(仲介手数料支援金)        | 市外からの転入者が空き家バンク登録物件を利用する際に、仲介手数料を支払う場合             | 仲介手数料実費額            | 上限5万円  |

●空き家をリフォームするときは、事前に申込が必要となります。

●詳しくは嬉野市役所ホームページをご覧ください、市役所塩田庁舎

企画政策課(0954-66-9117)までお尋ねください。

問合せ及び申込み先

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市役所 2階 企画政策課

TEL:0954-66-9117

MAIL:kikaku@city.ureshino.lg.jp



| 不要物(仏壇含む)撤去指定事業者<br>廃棄物の収集運搬等のルールにより定められています。 |              |
|---|--------------|
| (有)塩田環境開発                                     | 0954-66-4160 |
| エコシステム(株)                                     | 0954-43-2914 |
| 的場開発  | 0954-42-1566 |
| (株)イワフチ                                       | 0952-86-5433 |